

社労連第 144 号
令和 7 年 3 月 24 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

【周知依頼】

迅速かつ正確なデータ登録への御協力のお願について

謹啓 平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省保険局保険課長から令和 7 年 2 月 28 日付保保発 0228 第 1 号「迅速かつ正確なデータ登録への御協力のお願について」により、周知について協力依頼がございました。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき貴会会員あて周知をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページにも掲載していることを申し添えます。

(全国社会保険労務士会連合会会員専用ホームページ URL)

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/Default.aspx?TabId=298&itemid=7382&dispmid=462>

謹 白

(担当：デジタルサービス推進部デジタル推進課)

保保発 0228 第 1 号
令和 7 年 2 月 28 日

全国社会保険労務士連合会会長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

迅速かつ正確なデータ登録への御協力のお願について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行しています^{※1}。

マイナ保険証には、患者本人の健康・医療情報に基づくより良い医療を受けられるといったメリットがあり、医療 DX の基盤となるものです。こうしたメリットを最大限発揮する上でも、マイナ保険証を基本とする仕組みにおいては、転職等による公的医療保険の新規資格取得・異動の際、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境を整備することが重要です。

このため、事業主及び医療保険者等において取り組んでいただきたい事項について、別添^{※2}のとおり、各経済団体及び医療保険者等に周知を行っていますが、特に、新規資格取得や被扶養者の異動の事実があった日から 5 日以内に、被保険者および被扶養者のマイナンバーを記載した被保険者資格取得届および被扶養者異動届（以下、「被保険者資格取得届等」という。）を医療保険者等に提出することは、健康保険法施行規則^{※3}における事業主等の義務であり、確実な対応が求められます。

これに関し、従前より、事業主においてマイナンバー収集業務を外部事業者へ委託していることが原因で、被保険者資格取得届等へのマイナンバーの記載に日数を要し、医療保険者への届出が遅延する場合があることについて、医療保険者等から改善の要望がなされています。

こうした状況を踏まえ、事業主から各種届出の作成を受託している社会保険労務士におかれては、事業主がマイナンバー収集業務を外部事業者へ委託している場合にも当該外部事業者と適切に連携できるよう事業主と調整いただく等、医療保険者への速やかな届出に御協力いただきますよう、都道府県社会保険労務士会及び貴会会員への周知をお願いいたします。

また、被保険者資格取得届等の様式内の「資格確認書発行要否欄」は、マイナ保険証を利用できない状況にあり資格確認書の職権交付が必要な者についてのみ記入するものであるため、記入前にマイナ保険証の保有の有無を確認する等、適切に運用いただくよう、併せて周知をお願いいたします。

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の一部の施行に伴うもの

※2 「加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境の整備について」（令和 6 年 11 月 29 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）

※3 大正 15 年内務省令第 36 号（根拠規定は第 24 条第 1 項）